第138回簿記検定試験 2級 出題の意図

「第1問]

(出題の意図)

本問は、与えられた取引文にもとづいて仕訳を正しく行うことを求める問題です。

- 1. 火災保険が付された倉庫が焼失し、保険金の支払いを請求した取引の仕訳を問う問題です。保険金の支払いがまだ確定していない場合の仕訳がポイントです。
- 2. 手形が不渡りとなり、裏書譲渡人に対して手形代金の償還請求を行った取引の仕訳を問う問題です。償還請求にともなう費用の処理もポイントの一つです。
- 3. 商品を割賦販売した取引の仕訳を問う問題です。販売基準により収益を計上する場合の仕訳がポイントです。
- 4. 保証書を付して販売した商品について、無料修理を行った取引の仕訳を問う問題です。商品保証引当金の処理がポイントです。
- 5. 消費税をともなう商品の仕入取引の仕訳を問う問題です。税抜方式による消費税の仕訳がポイントです。

2級の商業簿記としては、いずれも標準的で基本的な内容の仕訳問題です。

「第2問]

(出題の意図)

今回は、株主資本等変動計算書の作成を出題しました。株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の一会計期間中の変動額のうち、主として株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成される財務諸表です。これまで、1級においては株主資本等変動計算書の作成に関する出題実績があったものの、2級では出題されていませんでした。しかし、会社法上すべての株式会社は、貸借対照表や損益計算書とともに株主資本等変動計算書も作成することを要請されています(会社法第435条第2項および会社計算規則第59条第1項)。このように、株主資本等変動計算書は決算書の一つであるにもかかわらず、市販されている各種教材において、必ずしも十分な紙幅が割かれているとは言えない状況であり、2級の検定試験での出題実績がないためなのか、残念ながら長らく改善の兆候がみられませんでした。そこで、

株主資本等変動計算書の重要性を強調するため、今回出題しましたが、それは 出題形式上の問題に過ぎず、実際には資本に関わる各種の取引および株式会社 の資本の制度を理解しているかを問うています。

「商工会議所簿記検定試験出題区分表」では、会社法の施行と合わせて、「第三、決算 10」において株主資本等変動計算書を2級の範囲と明示し、現在に至っています。ただし、出題にあたっては簡易な内容のものに出題を限るという趣旨で「※」が付されています。そのため、今回の出題にあたっては、株主資本の項目のみとしています。なお、平成25年8月に「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」が改正され、それまでの「縦に並べる様式」から「横に並べる様式」に変更されましたが、上場会社などの「有価証券報告書」では、2段に分けて表示する形式が通例になっています。それを受けて、今回の出題にあたっては、資本金と資本剰余金については上段で、利益剰余金については下段で示すこととしました。

さらに、2級で初めて株主資本等変動計算書を出題すること、市販されているテキストなどにおいては必ずしも十分な言及がなされていないことに鑑みて、次の配慮を行っています。

- (1) 配点を「18点」とし、通常よりも少ない配点にとどめました。
- (2) 記入すべき箇所を()で括り、たとえ株主資本等変動計算書を初めて見る 受験生でも「どこに記入すればよいのか」わかるようにしました。
- (3) 解答に必要のない、いくつかの箇所について予め数字を示すことにより、 たとえ株主資本等変動計算書を初めて見る受験生でも「どのように記入す ればよいのか」わかるようにしました。
- (4) 資料に示した、純資産の期中変動をもたらす取引については、例えば吸収合併で「のれん」が生じないケースにするなど、第1問の仕訳問題で出題される取引よりも簡易なものにとどめました。
- (5) 一つの誤りが合計欄などにも連鎖して影響してしまうため、採点箇所の選 定にあたり、十分に配慮しました。

[第3問]

(出題の意図)

本問は、株式会社の決算に際し、決算整理前残高試算表から貸借対照表を作成する問題です。前回で出題した損益計算書の作成と比べると表示区分に関する判断が少なく平易であったはずです。精算表の問題とは異なりますが、未整理事項と決算整理事項の内容をよく読み仕訳を起こしたものと考えて決算整理前試算表上の金額に加減していけば、解答に到達できる問題です。

未整理事項と決算整理事項の内容で、注意すべき点には次のようなものがあります。

- 1. 未整理事項が、商品の期末帳簿棚卸高や貸倒引当金の設定に影響すること。
- 2. 商品の期末帳簿棚卸高と実地棚卸高の差異の調整を考える必要があること。
- 3. 未払費用については、前期末の決算整理で計上されたものであるが期首の 再振替仕訳が行われていないため、再振替仕訳と当期末の決算整理仕訳の 双方を行う必要があること。
- 4. 固定資産の減価償却が月次で見積り計上されているため、決算整理では、 年間の減価償却費と月次計上額との差額を計上する必要があること。また、 修繕費に含まれていた資本的支出についての処理と減価償却の追加計上が 必要なこと。
- 5. 無形固定資産ののれんは直接法で記帳されているため、当初の取得原価を 計算して当期の減価償却費を計算する必要があること。
- 6. 未払法人税等の金額を税引前利益にもとづいて計算し、中間納付額分を差し引いて計上する必要があること。

[第4問]

(出題の意図)

個別原価計算の仕訳を問う問題です。仕訳問題では常にそうですが、費目別の勘定から製造間接費勘定や仕掛品勘定への勘定連絡図(コスト・フロー)を 正確に理解できていたかどうかがポイントになります。

そのうえで本問には、製造指図書別に原価を集計する個別原価計算((3)の仕訳)、直接材料費の消費価格差異((4)の仕訳)、そして製造間接費の差異分析((5)の仕訳)という個別論点が組み合わされています。(3)の個別原価計算では、費目別の仕訳としては問われていない、直接労務費の計算を含めなければならないことに注意が必要です。

なお、通常の簿記テキストでは、直接材料費の計算として(1)と(4)、製造間接費の計算として(2)と(5)が扱われています。そうした学習の順番に従った出題順も考えられました。しかし、本間のように予定価格や予定配賦率を使用する場合は、物量データが集計された段階で(1)から(3)までの会計処理を行うことが可能になるのに対して、(4)と(5)は直接材料費や製造間接費の実際発生額の集計を待たなければなりません。そうした実務的な入力・集計や処理の手順を想定してもらいやすいように、本間では今回のような出題順とすることとしました。

[第5問]

(出題の意図)

本問は単純総合原価計算の問題です。総合原価計算では、基本的に月末仕掛品原価および完成品総合原価を計算します。このとき、実際の製造工程では、投入した原料の一部が減少することがあり、これが減損です。この減損が正常なものである場合、これに投じた原価をどのように月末仕掛品や完成品に負担させるかが、製品原価の計算では重要なことから、今回出題しました。

正常減損に投じた原価については、完成品のみに負担させる場合、月末仕掛品と完成品の両方に負担させる場合の2つがあります。本間では、この両方を正確に理解して、2つのそれぞれについて計算できるかを見ています。両者の計算方法の違いを理解して、これ以外にもさまざまな計算条件に対応して原価の計算ができるよう学習してほしいと思います。